

一戸町行財政システム改革プラン 2010

一戸町行財政システム改革推進委員会

目次

第1 計画策定の趣旨

第2 計画の基本的事項

1. 計画の基本的な考え方
2. 計画の体系
3. 計画期間

第3 実施項目

1. 財政力の向上
 - (1) 財政指標の目標
 - (2) 確実な歳入の確保
 - (3) 経費の節減
 - (4) 地方公会計改革への対応

2. 行政力の向上
 - (1) 施策形成プロセスの可視化
 - (2) 行政の説明責任の確立
 - (3) 定数管理の適正化
 - (4) 職員の役割
 - (5) 事務の効率化

3. 地域力の向上
 - (1) 地縁組織の参画の推進
 - (2) 志縁組織の参画の推進

第 1 計画策定の趣旨

本町では、平成 15 年度に第 2 次行財政改革大綱の見直しを行い、それに基づく 16 年度から 21 年度までの実施計画を 16 年 7 月に策定しました。また、17 年度から 21 年度までの集中改革プランでは、大綱、実施計画そして定員適正化計画を基に行財政システム改革を推進してまいりました。この集中改革プランでは、組織機構・職員定数・使用料や手数料など行政全般のあり方を再検証しながら特にも財政基盤の建て直しを図ってきたところであります。その結果としては、一時の危機的な状況からは脱し、当面の安定化は図られました。

しかしながら、政府では地域主権改革を掲げ、地方でできることは地方が主権を持ち対応するため国から県、県から市町村へと権限移譲を進めており、あわせて税源移譲、地方交付税制度の見直しなど財政関係の見直しを図っています。これにより本町においても、行財政運営上の基礎基盤を確立し地域主権を担う体力をつけることが急務となっています。

また、地方分権の進展に伴い、町行政により行われる町民サービスのあり方や、住民や地縁組織、民間企業の「公」へのかかわり方についても変化の兆候が現れつつあります。この潮流は、身近な課題はより身近な場所でスピード感を持って解決することが必要であり、そこで解決できない課題はさらに大きな組織で解決していくという「補完性の原理」に基づく、まちづくりの基本原理であり、本格的な人口減少社会が到来し行政組織の規模縮小が進むことにより今後ますます重要となってきます。

そのため、一戸町総合計画で目標に掲げた「個が光る調和の町・一戸」の達成に向け、今後の新しい時代の行政運営は、これまでの概念と手法にとらわれない取り組みに着手していかなければなりません。

第 2 計画の基本的事項

1. 計画の基本的な考え方

◇一戸町が自主自立し持続性を持ったまちづくりを推進するため

「行財政経営の最適化」

を目指します。

この一戸町行財政システム改革プラン 2010 では、町民に最も身近な行政の担い手としてその役割を全うし、町民の幸福実現のためより質の高い行政サービスを提供するため、持続性のある財政運営「財政力」のあり方、行政を担う組織「行政力」のあり方、地縁・志縁組織などによる地域づくり「地域力」の取り組み、この 3 つの仕組み改革を行います。この改革により、一戸町総合計画を基にした自主自立したまちづくりを進める基盤を確立し、「行財政経営の最適化」を図ることをこの行財政システム改革プランの目指す目的とします。

2. 計画の体系

本大綱の実施にあたり、具体的な取り組み目標と工程表を策定します。

また、実施にあたっては町長の強力なリーダーシップのもと、一戸町行財政システム改革推進委員会が中心となり全庁を挙げた体制で取り組むほか、その進捗状況を広報誌やホームページ等を通じ広く町民に公表し、意見の反映に努めるものとしします。

3. 計画の期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの5ヵ年とします。

また、本計画の期間中においても、社会情勢等の変化や取り組みの進捗状況を踏まえ、必要に応じ適切に見直すこととします。

第3 実施項目

1. 財政力の向上

将来に向かって持続性のあるまちづくりを推進するためには、財政的基盤の確立が不可欠です。健全な地域経営のため、以下の4項目を中心に財政力の向上に取り組めます。

(1) 財政指標の目標

総合計画を基にした地域経営のために必要な投資をしつつ、なおかつ将来の世代に過大な負担を残さないため、主要な財政指標について平成 26 年度決算での目標値を定めます。

(2) 確実な歳入の確保

町民負担の公平性や受益者負担の原則に立って、町税等の公債権とあわせ私債権の滞納対策も強化します。また、土地等の公共資産について、遊休町有地の売払いを中心に町有財産等の処分を進めるとともに、有効活用による新たな収入源の確保についても具体的な検討を進めていきます。

(3) 経費の節減

あらゆる分野にわたって経費の軽減に努めるものとし、特にも間接的な経費についてはゼロベースで見直します。また、「2. 行政力の向上」にて整備する施策形成プロセスにおける「事業仕分け」により、時代の要請にあった事務事業の再構築を進め、行財政経営の最適化へむけた施策を講じます。

(4) 地方公会計改革への対応

責任ある地域経営を進めていくためには、行政、議会、町民が互いに誤解・齟齬の無い議論が必要です。そのためには、客観的で公正な資料の作成が不可欠です。町の資産、負債を含めたストック管理、フルコスト、キャッシュ・フロー情報(※)

を把握し地域経営マネジメントのため、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月)で示された「総務省方式改訂モデル」に基づいた財務書類を作成し公表していますが、今後は、さらに必要な説明や分析を加えて町民に分かりやすく、また誰もが入手しやすい形で提供し、地域経営状況の透明化を図ります。

2. 行政力の向上

地域主権改革の進展により、町行政組織は住民に一番身近な政府としての役割がより重要となる事は自明の理です。また、魅力あるまちづくりのため地縁組織や志縁組織との協働は、行政力の向上がなければ進展しません。そのため、主に以下の5項目を重点に改革を進めます。

(1) 施策形成プロセスの可視化

町民基点の成果重視の行政を推進するため、政策に繋がる施策や事務事業について、その目的とねらいとする効果をあらかじめ明らかにし、明確な目標を設定し取り組む仕組みづくりを行います。具体的には、地域の課題解決のため、行政が行おうとする事業について、その手段と手法を検証し、最適な道筋で取り組むため、事前にセオリー評価を行います。また、事業終了後には、事業の成果を測定し次期の事務事業づくりへ繋げる仕組みを構築します。

これらの施策形成のプロセスについては、全庁統一された仕様で作成し、ホームページや広報誌、さらには町民によりわかりやすい形で広く公開し可視化を図るとともに、必要に応じパブリックコメントを受け付けるなど情報の共有を推進します。

(2) 行政の説明責任の確立

住民総参加によるまちづくりのため、行政は地域経営について説明する責任(アカウンタビリティ)があります。多様な媒体を通じた広報活動とともに、積極的に町民との対話する広聴の機会を設けることとします。

(3) 定数管理の適正化

職員の定数管理は、最少の人員で最大の効果を挙げること、すなわち人員の最適化を図ります。定数管理については、別途定員適正化計画を策定し、適正化を図っていくこととします。

(4) 職員の役割

一戸町の特色を活かし町民が幸福感を持って生活していくまちづくりに地縁組織等が大きく関わることになっても、また住民等との協働が進むにつれ町職員一人ひとりのマンパワーが重要であることは変わりません。また、本格的な地方分権時代を迎えて、これまで求められてきた事務執行能力に加え、政策立案や法務についての能力等、行政職員に求められるスキルも徐々に変化しています。このような新しい課題に対応する職員を育成するため、意識啓発や研修についても積極的に取り

組むとともに即戦力の人材採用についても検討を進めます。

(5) 事務の効率化

町民の各種申請等の負担軽減及び行政事務の効率化のため、住民からの申請が必要な全ての事務処理のフローについてゼロベースで見直します。また、内部事務についても ICT 技術を積極的に活用し、業務の効率化を一層推進します。

また、行政の本来業務以外の間接業務及び直接業務でも正規職員が直接携わる必要の薄い業務については、業務委託の可能性を探り、あわせて行政事務の受け皿会社について設立を検討します。また、他自治体等との共同処理や、業務の民間移譲についても聖域無く見直します。

3. 地域力の向上

公共の分野は行政のみが担うのではなく、地域を構成する各主体がそれぞれの目的意識を持ちながら、地域の課題を共有し、それぞれの特長をいかしつつ対等な関係における応分の責任のもと、地域づくりという公共の分野を担うことが今後より一層必要となっていくと見られます。行政が担うべきこと、民間が担うべきこと、地域が担うべきこと、協働により取り組むべきことなど、事務事業を見直しより質の高い公共サービスの提供に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 地縁組織の参画の推進

地域コミュニティの課題解決に向け、それぞれの地域の特性や資源を活かし、住民自らが計画から事業実施まで行う地域づくり活動への支援を継続するとともに、町内会等自治組織の育成強化や未組織地域への働きかけを行い、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という自治意識の高揚を図ります。また、住民に最も近い自治組織という地縁組織がもつ固有かつ最大の強みを地域課題の解決に活かすため、地域の課題解決に向けた行政の取り組みについても地縁組織と共有することを推進します。

(2) 志縁組織の参画の推進

魅力ある地域の形成には、様々な志を持った主体の参画が欠かせません。志縁組織がこれまで以上に幅広くまた深くまちづくりの各分野に参画していくような取り組みを推進します。

また、志縁組織の基盤づくりや横の連携についても、町として出来るかぎり支援する体制づくりを構築します。

※用語解説

- ◆ストック管理…道路や庁舎など社会資本を、資産価値と負債、さらに更新時期とそれに係る費用についてトータルで管理していくこと
- ◆フルコスト…1事業年度に係る人件費、物件費、移転支出などを含めた1事務事業の総経費
- ◆キャッシュ・フロー情報…資金の流れ、もしくはその結果としての資金の増減を示すもの